

市川市立須和田の丘支援学校 新たな学校生活スタイルガイドライン（第3版）

基本方針

市川市教育委員会の「新たな学校生活スタイルガイドライン」改訂版（令和3年5月付）を参考し、本校のガイドラインを以下のように定めます。

「学校生活における感染防止対策」についての内容を、下記のガイドラインを参考にし、学校生活を安心・安全に送れるよう進めていきます。また、今後、文部科学省の各種通知、県や市川市教育委員会、校長会等の対応方針を参考に、変更することもあります。

I 校内体制

1 対策本部

(1) 対策本部の役割

平 時：感染対策の検討・実施、児童生徒及び教職員の健康状況の確認 等

緊急時（感染症の発生等）：対応の総括・指示、保健所・教育委員会等との連絡、
保護者・関係機関への情報発信 等

(2) メンバー

校長、教頭、教務主任、副教務、学部主事、養護教諭、看護師、事務長、スクールバス担当、
栄養教諭、その他必要な者

2 連絡体制の整備

(1) 関係機関とは

①報告するべき機関：市川市保健センター、市川市教育委員会（保健体育課・義務教育課）、学校医

②連絡するべき対象：教職員、保護者、稲越小学校、第二中学校、放課後等デイサービス事業所、
その他 教育活動で関わりがある機関（実習先、見学先、ボランティア等）

(2) 連絡方法の確認

教職員：スキットメールにて連絡、一部電話連絡

保護者：スキットメールにて連絡、一部電話連絡

稲越小学校、第二中学校：直接または電話連絡

放課後等デイサービス：電話またはファクシミリ、メール

その他：電話連絡またはファクシミリ等

(3) 学校からの情報発信

陽性者や濃厚接触者の特定、その他の状況を保護者の方にお知らせする際、個人情報保護の観点について留意しながら、可能な範囲で情報提供に努める。

II 緊急時の対応

1 緊急時対応マニュアルの作成

新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者が発生した場合の対処について、対策本部を中心に「新型コロナウイルス感染症対処フロー図」を作成する。

2 緊急時の対応

1で作成した、緊急時対応マニュアル「新型コロナウイルス感染症対処フロー図」（別紙）に沿って、関係機関と連携を図り対応する。

3 罹患者発生時の対応

情報を収集し市川市教育委員会（保健体育課等）と協議、事例によっては保健所の調査に協力・協議した上、決定した対応を実施する。

Ⅲ 段階的な学校の再開について(6月実施) ⇒ 学校生活での対応

児童生徒の実態に応じた指導・支援と感染防止対策の具現化

①教室環境の整備（学級、特別教室、作業室、その他）

【学級、特別教室】

- ・天候により、常時可能であれば対角線上の2ヵ所以上の窓を開けておく。加えて休み時間には、ドアや窓を2か所以上開けて換気する。天窓も開ける。
- ・ソーシャルディスタンスを確保し、視覚的支援（目印など）を整える。
- ・マスク着用、手洗いの履行、人にむやみに接触をしない、大きな声で話さないなど、3密を防ぐための習慣づけ等、感染予防教育を行う。
- ・コップ、エプロンセット（高等部においては必要な生徒）は、毎日持ち帰り、家で清潔にしたものを持ち帰ってくる。
- ・教材は、児童生徒同士が共有しないように配慮する。使用前後は手洗いをする。
- ・児童・生徒下校後は、教室の消毒（ドア、スイッチ、水道の蛇口など）

②学習における感染防止対策（各教科等）

【教科共通】

- ・できる限りマスクを着用する。マスクを外すときはおしゃべりをせず、間隔をあける。
- ・器具や用具を共有する場合は、触る前後で手洗いを徹底する。
- ・共同する作業はできる限り控える。
- ・児童生徒同士の身体接触を避ける。
- ・必要に応じて、児童生徒と教師の間に飛沫防止のための透明シートなどを用意する。またフェイスシールドやゴーグルなどを利用する。
- ・調理実習を実施する場合は感染防止対策を徹底する。※緊急事態宣言下またはまん延防止等重点措置下は実施しない。
- ・体育やその他の活動において、水分補給をする際は、密集しないよう人数を分け、別々の方向を向いて飲むなどの場の設定を行う。
- ・児童生徒の安全面を考慮しながら、活動内容に応じてパーテーションを活用する。

③登下校時の環境の確認と対策

- ・昇降口での健康観察、消毒、マスク着用確認。（ただし、スクールバス利用児童生徒は、スクールバス乗車時に健康確認をしているため、昇降口での健康観察は行わない）
- ・自力通学児童生徒は、校舎に入る前に健康の確認をする。
- ・下校時、保護者への報告や相談等に時間がかかる場合は、教室や離れた場所に移動する。
- ・稻越校舎は、昇降口で混み合わないよう、下駄箱の位置や時間を調整する。
- ・須和田校舎は、下校時、昇降口での密を避けるために、中学部、高等部ともに調整し、時間差をつけて移動する。

④その他

【衛生関係】

○歯みがき指導について

- ・当面の間、飛沫防止と感染拡大防止の観点から行わない。

○手拭きタオルについて

- ・可能な児童生徒は、ハンカチを携帯し使用する。
- ・小学部では、ハンカチや使い捨てのできるペーパータオル等を基本的に使用する。

○児童生徒同士の手つなぎ

- ・原則行わない。必要があるときはリングバトンを介してつなぐようにする。

IV 教育課程・学校行事等について ICT機器の積極的な活用

① フェスティバル

- ・11月12日（金）の午前中に児童生徒のみでフェスティバルを開催。
- ・保護者、外部の参観はなし。
- ・保護者が発表を見られるように別日に参観日を設定する。

② 泊を伴う行事

- ・学校長判断（延期や中止及び縮小して実施が可能な計画にする。）

③ 校外学習等

- ・移動手段の安全性、目的地の安全性、一般客の参加の有無などの確認。
- ・スクールバスを使っての計画も考える。

※緊急事態宣言下またはまん延防止等重点措置下は実施しない。計画の変更、中止、延期及び縮小等で対応。

④ 儀式（始業式・終業式・卒業式）

(始業式・終業式)

- ・各学部、放送やICT機器を活用し、できる限り密集しないよう工夫する。
- ・今後の儀式は広いスペース（体育館）やICT機器を使い、密集を防ぎ、時短等の工夫をして実施する。

(卒業式)

- ・実施予定。参加者を限定し、規模を縮小、短時間で実施する。

⑤ 水泳指導

- ・水泳指導は中止。

⑥ その他 オープンスクール、他

- ・保護者の人数の制限やマスクの着用を促す。保護者対象の授業参観は時間と場所を限定し実施。受付で、保護者の健康確認、手指消毒への協力を依頼する。
- ・外部参観希望者には、個別で対応する。

※緊急事態宣言下またはまん延防止等重点措置下は実施しない。

V 日常の健康管理

1 健康観察の徹底

<児童生徒>

(1) 家庭における健康観察

- ・毎朝検温を行い、安静時でも37.0℃以上の児童生徒は登校を控える。ただし、37.0℃以上であっても、平熱が高い場合には+0.5℃以上を発熱の目安とする。
- ・朝夕2回の検温を必ず行う。併せて同居家族の健康状態も確認する。
- ・検温の結果や健康状態については、健康観察カードに記録をし、毎日持参する。
- ・同居するご家族が、濃厚接触及び体調不良によってPCR検査を受ける場合、または新型コロナウイルス感染を疑うような発熱、強い倦怠感、咳が続く、のどに異常を感じる、においや味覚の異常を感じるなどの症状が見られる場合は、必ず学校に連絡の上該当児童・生徒は登校を控える。（8月27日加筆）

(2) スクールバス乗車時の健康観察

- ・健康状態の確認（熱・せきの有無など）→有症状の場合は、自宅療養を促す。
- ・手のアルコール消毒をする。
- ・検温がない場合→乗車前検温

(3) 登校時の健康観察

- ・自力登校者は、登校したら手指消毒をする。
- ・スクールバス登校者はバス乗車時に手指消毒済みなので玄関での消毒は必須ではない。
- ・健康観察表の確認

(4) 登校後(在校中)

- ・児童生徒もマスクをできる限り着用していられるよう習慣づける。
- ・常時換気（可能な限り）
- ・座席を前向き・距離を離すなど、お互いの飛沫感染を防ぐ。

2 学校で体調不良があつた場合

(1) 校内連絡の流れ 発見→保健室に連絡→準備の上別室対応

- ・児童生徒の体調不良を確認した職員は、直ちに、保健室に連絡をし、指示を仰ぐ。保健室から管理職及び教務、主事に連絡を入れてもらえるよう、近くの教諭に報告する。

(2) 別室の確保（稻越・須和田）

小学部

- ・多目的室 3, 4

中学部

- ・地域支援室

高等部

- ・地域支援室

(3) 保護者への連絡等

- ・管理職の指示を仰ぎ、担任が保護者に連絡をする。

(4) 下校後の対応 消毒、その後の状況確認と情報共有

- ・体調不良の児童生徒が休んでいた別室、教室の換気と消毒（ドア、机、いす、水道の蛇口など、児童生徒の手の触れた場所）

3 健康観察・保健室利用について

(1) 朝の健康観察

- ・朝、自宅における発熱の目安は 37.0℃。→バス乗車時にこれを確認した場合、登校を控えるよう保護者に周知する。（健康観察表にも明記）
ただし、37.0℃以上であっても、平熱が高い場合には +0.5℃ 以上を発熱の目安とする。

(2) 登校後の健康観察

- ・校内における発熱の目安は 37.5℃。熱が無くても体調が悪そうな様子があれば、迎えを依頼し、症状がなくなるまで自宅での休養を原則とする。（教委発の文書に明記）

(3) 保健室の使用

- ・体調不良者と負傷者の利用空間を分ける工夫をするようにとの指示が出ているため、呼び出しに応じて、保健室から教室へ出向く・廊下で対応するなどケースに応じて、保健室内に体調不良者と負傷者が、複数で、同時に、長くいることがないよう配慮する。
- ・健康診断等で保健室を使用する場合も、多人数が保健室内に入ることはできる限り避け、廊下や教室で待つなどの対策を取る。

VI 学校生活における感染防止対策

1 日常生活の指導

(1) 登校後、着替え、荷物整理

- ・換気に配慮する。
- ・着替え場所は机や個室を指定する。

(2) トイレ

- ・トイレ介助が必要な場合は手袋をつける。

(3) 掃除

- ・児童生徒の清掃活動は、感染防止に配慮して、簡易清掃または通常清掃を行い下校後、職員が消毒を兼ねた清掃を行う。

2 登下校の指導

<スクールバス>

- ・バスは車内の換気、消毒等に注意して運行する。
- ・スクールバスの乗車時に、朝の検温の確認をする。検温がされていない場合は、乗車前に検温をする。
- ・乗車時にアルコールでの手指消毒を行う。アルコールを使えない場合は、介助員にその旨伝える。
- ・運転手や介助員をできるだけ交代せず固定する。
- ・介助員が欠席の場合は、できる限り同じ職員が同乗する。
- ・これまでの換気や消毒に加え、二酸化炭素濃度測定器の導入を図る。
- ・可能なご家庭には、できる限り自力通学をお願いする。

<自力通学>

- ・高等部の自力生徒で公共交通機関を利用する生徒に限り、臨時的措置として、一定の条件の下での、自転車通学を認める。
- ・高等部の生徒で公共交通機関を利用している生徒は時差通学を認める。

VII 給食(ほっと給食) 及び給食指導

- ・給食指導のねらいの中にある、食器具の使用方法や正しい食べ方等には可能な指導し、安全面を中心として取り組む。
- ・担任が配膳に加わり、給食当番を必要最小限にする。
- ・配膳台を拭く。
- ・食事前の手洗いを徹底する。
- ・児童生徒がマスクを外した後、可能な限り担任がアルコールで手指を消毒する。
- ・教室内の換気をする。
- ・食事中は会話をしないようする。
- ・向かい合わせにならず、前向きで食べるようする。やむを得ない場合は、仕切り等を入れる。
- ・食事中の児童生徒とそれを介助する職員が互いにマスクを外した状態で接することは、できる限り避ける。
- ・素手で直に触って喫食するものを控える。

VIII PTA活動

(1)学校休校中の対応

休校中は、原則としてメール、電話等でのやり取りとし、集まっての活動は行わない。

(2)学校再開後の対応

再開後は、学校生活の基本的なルール（3密を避ける）を守り、会議等は最小限の人数で、短時間で活動する。

(3)専門部等の活動

学校再開後、必要な専門部の活動を再開する。その際集まる人数、使用場所、使用物品等について確認し、感染防止対策を講じる。校内を使用する場合は、事前に教頭と打ち合わせをし、当日の参加者名簿を作成する。

※原則として、すべての活動において活動の際はマスクの着用、手指消毒の徹底、出席者名簿の作成、体調不良者の不参加、検温の実施、使用後の活動場所と物品の消毒を行う。

参考 千葉県教育委員会 「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」（令和2年5月18日版）

市川市教育委員会・校長会連絡協議会 「学校再開ガイドライン」（令和2年6月15日改定版）

市川市教育委員会・校長会連絡協議会 「新たな学校生活スタイルガイドライン」（令和2年12月4日改定版）

市川市教育委員会・校長会連絡協議会 「新たな学校生活スタイルガイドライン」（令和3年2月8日改定版）

市川市教育委員会・校長会連絡協議会 「新たな学校生活スタイルガイドライン」（令和3年4月版）

市川市教育委員会・校長会連絡協議会 「新たな学校生活スタイルガイドライン」（令和3年5月版）